

## [検討事項] □附帯決議の尊重（※要執行部協議事項）

### 1. 考え方について

市長等は、本会議及び委員会において可決された附帯決議の趣旨を尊重するよう努めるものとする。

### 2. 福島市議会の状況

#### □先例 138

委員長報告に要望が付されることがある。

〔注〕委員長報告の要望の取扱いについて

- ①委員長報告に要望を付す場合は、委員会の総意とするのが例である。
- ②委員長報告に要望を付すことが委員会の賛成多数で可決された場合、当該要望内容は当該賛成議員により附帯決議に関する議案を提出するのが例である。
- ③委員長報告に要望が付された議案については、本会議において要望を口頭で付し採決するのが例である。
- ④委員会審査の過程から提出された附帯決議は、本会議において当該議案の採決に引き続き採決するのが例である。
- ⑤委員会審査の過程から附帯決議が提出される場合、当該議案に対する委員長報告は、他の付託議案等に先立ち別に行うのが例である。

（①～④：平成 12 年 12 月 23 日 議会運営委員会で申合せ）

（⑤：平成 16 年 12 月 21 日 議会運営委員会で申合せ）

#### □過去の附帯決議の例

※平成 14 年 3 月定例会

議案第 1 号議案第 125 号に対する附帯決議 ※議案第 125 号 平成 12 年度福島市各会計歳入歳出決算認定の件

※平成 16 年 12 月定例会

議案第 134 号議案第 83 号福島市水道条例の一部を改正する条例制定の件に対する附帯決議

### 3. 参考条文、参考事例等

#### ○四日市市 第 17 条（附帯決議）

市長等は、議会との信頼関係を重んじ、本会議及び委員会において可決された附帯決議を最大限尊重するとともに、当該附帯決議に関する事後の状況、対応等を遅滞なく議会に報告しなければならない。

#### ○長野県 第 9 条（議会の決議等の尊重等）

知事等は、その事務の執行に当たっては、当該執行に係る議会の決議等の趣旨を尊重するよう努めるものとする。